

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

平成30年6月19日作成
平成31年2月8日変更
(名称) 伊那市地域公共交通協議会
(代表者名) 会長 飯島 智

1. 生活交通確保維持改善計画の名称

伊那市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成31年度～平成33年度）

2. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

面積が広く、河岸段丘等による地形の起伏が大きい伊那市の山間部にあつては、点在する集落から市街地までのアクセスに不便な地域が多い。

平成18年3月の市町村合併後、合併前の市町村（旧伊那市、高遠町、長谷村）ごとに行われていた独自の交通施策を調整するため、平成20年2月、「伊那市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成20年度から平成22年度までの3年間にわたり、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、伊那市地域公共交通協議会が実証運行を行い、地域に適した公共交通の構築を進めてきた。

市内のうち、高遠町区域及び長谷区域は、過疎地域自立促進特別措置法及び山村振興法の適用区域である。ジェイアールバス関東（株）が運行し、高遠町・長谷両区域と市街地とを結ぶ唯一のバス路線である高遠線は、市街地の総合病院や大規模な商店等が市民の日常生活機能を担う中で、過疎化の進む両区域に居住する高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。また、高遠町区域に存する高遠高等学校への通学並びに高遠町・長谷両区域及び高遠線沿線地区から市街地の高等学校への通学、更には鉄道に乗り換えて郡内の高等学校に通学する学生にとっても欠くことのできない路線である。

伊那市においては、この地域間交通ネットワークである高遠線を軸に市街地と周辺地域を結ぶ路線バス、循環バス等により構成される公共交通機関網が広がっている。車を運転できない高齢者等の交通弱者にとって、これらの公共交通機関網は生活に不可欠な路線である。しかしながら、自家用車の普及により、多くの路線において利用者は減少を続け、収支悪化により路線の維持が困難になりつつある。

このため、地域公共交通確保維持事業により、次の路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

- ・若宮・美原・手良・福島循環バス
- ・富巣・東春近地区循環バス
- ・新山・桜井・貝沼線
- ・茅野・藤沢線
- ・三義・長谷循環バス
- ・長谷循環バス

また、上記の路線に加え、市街地を中心とした公共交通需要への対応及び周辺の交通空白地域の解消のため、市街地における循環バス、周辺地域における循環タクシー及びデマンドタクシーを協議会が運行し、市内の公共交通ネットワークの構築を図る。

3. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

1便当たりの乗車人員について、路線ごとに次のとおりとする。

【三義・長谷循環バス、長谷循環バス】

2.0人とする。

【その他の路線】

平成29年度実績に対し、毎年1%増加させる。

路線名	1便当たり		
	H29実績 ⇒	H31目標 ⇒	H33目標
・若宮・美原・手良・福島循環バス	6.91人	7.05人	7.19人
・富県・東春近地区循環バス	3.63人	3.70人	3.78人
・新山・桜井・貝沼線	4.90人	5.00人	5.10人
・茅野・藤沢線	平日3.96人	平日4.04人	平日4.12人
・三義・長谷循環バス	1.91人	2.00人	2.00人
・長谷循環バス	1.88人	2.00人	2.00人

(2) 事業の効果

高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、各路線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

4. 3の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- (1) 夏休み・春休み子ども定期券の発行(伊那市地域公共交通協議会)
夏休み・春休み期間限定で市内小中学生対象に、市内の全ての路線バスに何度でも乗車できる定期券を販売し、幼少期から公共交通に慣れ親しむ機会をつくる。
- (2) バス乗り放題デーの実施(伊那市地域公共交通協議会)
全てのバス利用者を対象とし、10円で市内のバス路線に乗車できる日を設定。普段利用しない方に新規利用のきっかけをつくる。
- (3) 伊那市バス時刻表の作成(伊那市地域公共交通協議会)
- (4) 「路線を守り育てる会」の発足と活動支援(伊那市地域公共交通協議会)
路線ごと、地域住民を主体として利用促進や運行内容の見直しを行う。
- (5) 保育園に通う子どもを対象に、バスに関する教育(バス育)を実施し、幼少期から公共交通に慣れ親しむ機会をつくる。(伊那市地域公共交通協議会)

5. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」のとおり。

なお、各路線の運行予定者は、実証運行において当該路線を運行した市内の事業者であり、これまでの運行実績及び地域産業を保護する観点から、協議会において運行予定者とすることを決定したものである。

6. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

伊那市地域公共交通協議会から運行事業者への補助金額については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

7. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

伊那バス株式会社
ジェイアールバス関東株式会社

8. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※活性化法法定協議会を補助対象事業者としない

9. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

12. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

13. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり。

14. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

藤沢・茅野線、三義・長谷循環バス、長谷循環バスで使用しているバス車両3台については、導入から10年近く経過する中で整備個所が増加傾向にあり、安全性の確保が困難になってきている。また、いずれの車両も乗降口に段差が2段あるため、高齢者にとっては乗降が不便であり、安全性も低い。

当該路線の利用者の大半は高齢者であることから、乗客の安全性、快適性及び利便性を向上させ、もって利用者数の維持・増加を図るため、バリアフリー対応の車両3台を取得する必要がある。(昨年度までに2台取得済、本年度以降で残りの1台を取得する計画)

15. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

・平成30年度 小型ノンステップバス1台購入(平成31年度～平成33年度計画)

上記の取組により、乗客の安全性、快適性及び利便性の向上を図り、1便当たりの目標乗車人員について、次のとおりとする。(本計画の3:(1)と同数値を目標値とする)

【長谷循環バス】

2.0人とする。

(2) 事業の効果

バリアフリー仕様のバスを導入することにより、高齢者の乗降時の安全性・利便性を向上させることができ、利用者数の維持・増加につなげることが可能となる。

16. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表8」のとおり。
なお、伊那市地域公共交通協議会から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

(1) 車両の取得計画の概要

茅野・藤沢線、三義・長谷循環バス、長谷循環バスで使用している車両3台の更新
更新時期 平成29年度 2台(取得済 平成29年度～平成31年度計画)
平成30年度 1台(平成30年度～平成32年度計画)

(2) 車両の取得を行う地方公共団体 伊那市

17. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

<p>(1) 車両の代替による費用削減等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕費の削減 代替前の年間修繕費 2,385,000 円 (H28 実績) が、車両更新により年間 1,350,000 円 (H32 見込み) となり、5 年間で 5,011,000 円の削減となる見込み <p>(2) 代替車両を活用した利用促進策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の獲得 沿線の高齢者を対象として、バリアフリー対応の車両であることを広報や高齢者運動教室等において幅広く周知するとともに、バスの乗り方教室を開催し、これまでバス利用を敬遠していた層の新たな利用を推進する。 ・地域住民主体の新たな組織の立ち上げ 地域住民を主体として、利用促進や運行内容の見直し等に取り組む新たな組織「路線を守り育てる会」の発足を支援し、継続的な路線の維持・改善に取り組む。 	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・H30. 6.19 (H30 第 1 回協議会) 平成 31 年度の確保維持改善計画について協議・合意 ・H30.10.23 (H30 第 2 回協議会) 平成 31 年 4 月以降の運行計画について協議・合意 ・H31.2. (H30 第 3 階協議会) 平成 31 年 4 月以降の西箕輪線、藤沢線、三義・長谷循環バス、長谷循環バスの運行内容について協議・合意 運行内容の変更に伴う確保維持改善計画変更について協議・合意 	
19. 利用者等の意見の反映状況	
協議会に住民又は利用者の代表として 5 人の委員を委嘱し、意見を求めている。	
20. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県企画振興部交通政策課 ・長野県上伊那地域振興局企画振興課 ・伊那市企画部企画政策課
交通事業者・交通施設管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ・伊那バス(株) ・ジェイアールバス関東(株)中央道支店 ・長野県タクシー協会諏訪上伊那支部 ・伊那バス労働組合 ・伊那建設事務所 ・伊那警察署
地方運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸信越運輸局 ・北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・信州大学 ・伊那商工会議所 ・伊那市社会福祉協議会 ・伊那市観光協会 ・利用者代表(地区区長会(3)、男と女ネットワーク協議会、高齢者クラブ)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県伊那市下新田 3 0 5 0 番地

(所 属) 伊那市地域公共交通協議会

事務局 (伊那市企画政策課)

(氏 名) 大久保 亘

(電 話) 0 2 6 5 - 7 8 - 4 1 1 1 (内線 2143)

(e-mail) kij@inacity.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。